

民芸品
組子



〒297-0024 茂原市八千代 2-10
千葉県教育庁東上総教育事務所
TEL 0475-23-8125 FAX 0475-25-3143
E-mail higasikazu@mz.pref.chiba.lg.jp
第1号

2014年4月21日(月)発行

夢を持ち、感動する子の育成を・・・

春の日差しに映える山々の新緑が、目に眩しい季節となりました。各学校では新学期が始まり順調にスタートしたかと思えます。子どもたちは気持ちを新たに新しい学年に夢を抱いて学校生活を送っているかと思えます。

昔、学級担任だった頃の子どもからの質問で「先生、学校は何するところ？」の質問に対して、「学校は勉強するところですよ。」と答えました。今でも同様だと考えています。どの教科においても、できなかったことをできるようにするところが学校であり、私たち教職員の使命です。

学校生活の中では、「子どもたちに夢[目標]を持たせ、過程(プロセス)を大切に努力させ、結果を評価していくこと」が必要と考えています。努力なくして、感動は生まれません。ぜひ、このサイクルを繰り返し、少しでもできることを増やし、たくさん感動する子、感動させる子に成長することを願っています。

さらに、事務所の運営方針として、「SEC」を引き続き実践し、各市町村教育委員会と連携を図ってまいります。所属一同「明るく、ぶれずに、前向きに」をキャッチフレーズに学校を全力で支援していきたいと思えます。

東上総教育事務所長 根本悦光

東上総教育事務所は『SEC』で皆さんを応援します。

Smile

明るくさわやかな笑顔で対応する。

Speed

事案に応じて、「迅速な対応」を常に心掛ける。

Expert

所属個々が自分の職務に責任と誇りを持ち、自己研鑽に努める。

Service

それぞれの学校のニーズに応じた指導助言に努める。

Support

管内の市町村教育委員会及び校長会との連携を重視する。

Compliance

「CHIBA行動宣言！」を常時携帯し、意識の向上を図る。

🌻🌻🌻 **明るく・ぶれずに・前向きに** 🌻🌻🌻

学校現場に役立つ！
情報サーチ

「心のノート」にかわって「私たちの道徳」が配布されました。

次の趣旨や特徴を踏まえ、各学校において道徳教育充実のために活用ください。

- 趣旨** 「私たちの道徳」は、「心のノート」を全面改訂したものであり、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、実際に行動できるようになることをねらいとして作成した道徳教育用教材です。
- 特徴** 学習指導要領に示す道徳の内容項目ごとに「読み物部分」と「書き込み部分」とで構成しています。

3 道徳の時間での活用

学校の道徳の時間において中心的な資料としても、また補助的な教材としても活用できます。「読み物部分」と「書き込み部分」とを併せて1単位時間を通して活用したり、他の教材と併せて活用したりもできます。(「私たちの道徳」について 文部科学省初等中等教育局教育課程課より抜粋)



※「私たちの道徳」は「心のノート」の改訂版ですので、基本的に昨年までの「心のノート」の活用の仕方と同じです。新たに掲載された「読み物資料」等を使って道徳の時間の授業を行うことができますが、収められている資料が年間(35時間・小1年34時間)の道徳の時間に対応できるだけの数がありません。これまでと同様に副読本等、指導時数に見合った資料を用意する必要があります。

※中心的な資料、補助的な教材のいずれの活用の仕方の場合でも、年間指導計画の修正が必要です。また、全体計画にも位置づけることとなります。

総務課から

「子育て世帯臨時特例給付金」について



児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給されます。

この給付金を受け取るには、平成26年1月1日現在で住民票のある市区町村への申請が必要になります。

申請に当たっては、各自が市区町村に問い合わせるか、ホームページ、広報などで確認するようにしてください。

<概要についての問い合わせ先>

厚生労働省「子育て世帯臨時特例給付金」ダイヤル

☎03-3595-3528



※詳細は、千葉県教育委員会ホームページでご確認ください。

管理課から

「あなたの免許状は、大丈夫ですか？」

旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状）所持者で、平成26年度末35、45、55歳になる方（第5グループ）は、「修了確認」「免除」「延期」のいずれかを必ず申請してください。

また、今年度から「栄養教諭免許状」所有者も、更新の対象となりますので、免許状の有効期限の確認を、お願いします。

申請をしない場合は、「教員免許状」が失効し、教員の職を失うこととなります。事務所での予備締切を9月30日としますので、可能な限り夏季休業中に更新講習の受講を済ますようお願いします。

書類がそろわない場合は、12月末日をめどに随時受け付けます。

○更新講習が修了したら、修了確認申請が必要です。

○育休・療休・看休・休職中であっても期限までに必ず申請をしてください。

○「新免許状所有者」と「栄養教諭免許状所有者」は、発行日から10年ですので、ご注意ください。

※今年度から「栄養教諭免許状所有者」も更新対象者がおります。



○臨任講師や非常勤講師についても更新制の対象となります。

○「延期」申請後の修了確認期限を年度途中に迎える方は、十分にご注意ください。

○旧免許状は、「生年月日」で対象者が分かりますのでご確認ください。

指導室から

東上総教育事務所教育相談 紹介



お子様のことで、心配なこと、困ったことがありましたらご相談ください。一緒に考えましょう！



- 相談日時 月曜日 ~ 金曜日（祝祭日はお休みです。）
午前9時 ~ 午後5時
 - 相談対象 幼児、小学生、中学生、高校生、保護者、教職員の方々
 - 相談内容
 - ・不登校やいじめに関すること
 - ・発達に関すること
 - ・集団不適應に関すること
 - ・学校に関すること
 - ・家庭で困っていること
 - 相談方法 電話相談、来所相談
 - 場所 東上総教育事務所内 相談室（1階）
 - 相談手続き まずは、お電話ください。そして、来所を希望される方は予約をして、来所の相談となります。尚、お電話でのご相談はそのままお話しください。
- ☎ 0475-23-4460 （相談室直通）



気軽にご相談ください！

